

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和3年
1月15日
(金曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課) 五
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 五
- 公告
国営緊急農地再編整備事業 (南周防地区川西・納所換地区) 換地計画書の縦覧 (農村整備課) 六
- 下関都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 六
- 岩国南都市計画特定用途制限地域の決定に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 六
- 下関都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 六
- 防府都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 六
- 防府都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 七
- 岩国都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 七
- 岩国南都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 七
- 周南都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (二件) (都市計画課) 七
- 選管告示
政治団体の名称等 八
- 政治団体の異動事項 八
- 解散等に係る政治団体の名称等 八
- 政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等 九

山口県告示第十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第十号) 第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和三年一月十五日から同年二月四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和三年一月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 東ソー株式会社

住 所 周南市開成町四五六〇番地

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 東ソー株式会社南陽事業所

所在地 周南市開成町四五六〇番地

三 特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第八十八号) 別表第一第三十四号の合

成ゴム製造業の用に供する水洗施設、同表第三十七号の石油化学工業の用に供する分

離施設及び廃ガス洗浄施設並びに同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処

理施設

四 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を更

更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	項目	構 造			使用の方法
		能 力 (m ³ /日)	工 事 着 手 年 月 日	工 事 完 成 年 月 日	
三四一八	変更前	五〇四			連 続 二 四 時 間 し 変 動 な
			年 月 日	年 月 日	間 隔 時 間 一 日 当 た 概 季 節 的 要

種 類	項目		汚 水 等 の 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量(m ³)				
	通	最	通	最					
三七〇口 (二基)	変更後	変更前	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燐 (mg/l)	常	最
	変更後	変更前	六	大					
三四一八 (四基)	変更後	変更前	七	三六〇	六	一・四七	〇・三一	〇・三三	一、八八〇
	変更後	変更前	九	三六〇	六	二・一	〇・三三	〇・三三	一、八八〇

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

七四	〃		三七一タ		三七一ロ		三七一ロ (二基)		(四基)	
	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
〃	三、八四、〇〇〇	〃	一四四	〃	一、四五〇	九八	七二	〃	七一〇	五一
(既 設)										
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

備考 「三四一八」、「三七一ロ」、「三七一タ」及び「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第三十四号の合成ゴム製造業の用に供する水洗施設、同表第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設及び廃ガス洗浄施設並びに同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

総合排水処理施設		凝集加圧浮上槽		酸化処理施設		凝集沈殿槽		種類
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	項目
〃	堰 囲 い	鉄 製		〃	チタン・ガラス ライニング 鉄製	〃	鉄 製	構造
〃	三、八四〇、〇〇〇	九六〇		七五八	七二〇	〃	四、〇八〇	能力 (m ³ /日)
〃	沈 殿	凝集加圧浮上		〃	酸 化	〃	凝集沈殿	処理の方式
〃	〃	連 続		〃	〃	〃	連 続	使用時間 の間隔
〃	〃	二 四 時 間		〃	〃	〃	二 四 時 間	一日当たり の使用時間
〃	〃	変 動 な し		〃	〃	〃	変 動 な し	季節的変動の 概要
(既 設)		令和三、 二、五		(既 設)				年 工 事 着 手 予 定
		令和三、 六、二二						年 工 事 完 成 予 定
		令和三、 六、二二						年 使 用 開 始 予 定

(三) 汚水等の処理施設の種類、構造及び使用時間間隔等

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。	七四		〃		三七一タ		三七一口	
	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
	〃	八	〃	六	〃	七	〃	一四
	〃	九、六	〃	〃	〃	九、五	〃	一三 一四
	〃	三	〃	〃	〃	五	〃	一、二〇〇
	〃	〃	〃	〃	〃	五	〃	一、二〇〇
	〃	一〇	〃	〃	〃	三	〃	五
	〃	二〇	〃	〃	〃	三	〃	一〇
	〃	一・三	〃	〃	〃	一・五	〃	一・五
	〃	二・二	〃	〃	〃	二・三	〃	二・三
	〃	〇・一	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〇・二	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	二、九四、三〇	二、九四、二六	七二	一四四	二四〇	一、四五〇	九八	七二
	二、九四、四八	二、九四、三六	七二	一四四	二四〇	一、四五〇	九八	七二

(四) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

総合排水処理施設		凝集加圧浮上槽		酸化処理施設		凝集沈殿槽		種類
処理後		処理前		処理後		処理前		項目
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	
〃	〃	〃	八	七	〃	〃	〃	水素イオン濃度 (水素指数)
〃	〃	〃	九〃六	八〃六	〃	〃	〃	通 常 最 大
〃	〃	〃	三	二四・五	〃	〃	〃	化学的酸素要求量 (mg/l)
〃	〃	〃	五	二四・五	〃	〃	〃	通 常 最 大
〃	一〇	〃	一四〇	五	〃	〃	〃	浮遊物質 (mg/l)
〃	二〇	〃	二八〇	五	〃	〃	〃	通 常 最 大
〃	〃	〃	一	検出せず	〃	〃	〃	欝油類 (mg/l)
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	窒素
〃	〃	〃	一・三	二二・五	〃	〃	〃	通 常 最 大
〃	〃	〃	二・二	三二・八	〃	〃	〃	通 常 最 大
〃	〃	〃	〇・一	〇・四七	〃	〃	〃	燐
〃	〃	〃	〇・二	〇・四八	〃	〃	〃	通 常 最 大
二、九四九、三三〇	二、九四九、二九六	二、九四九、三三〇	二、九四九、二九六	六九八	〃	〃	〃	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
二、九四九、三〇八	二、九四九、二七六	二、九四九、三〇八	二、九四九、二七六	六九八	〃	〃	〃	通 常 最 大

(五) 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	項目		排水水の汚染状態の値		排水水の一当たりの量 (m ³)
		変更後	変更前	最大	常	
〃	〃	〃	八	最大値 (水素イオン濃度 (水素指数))	常	〃
〃	〃	〃	九・六	化学的酸素要求量 (mg/l)	常	
〃	〃	〃	二・五	浮遊物質質量 (mg/l)	常	〃
〃	〃	〃	四・三	最大値 (鉍油類)	常	
〃	〃	〃	一〇	最大値 (窒素)	常	〃
〃	〃	〃	二〇	最大値 (燐)	常	
〃	〃	〃	一	〃	常	二、九四九、二九八
〃	〃	〃	〇・九	〃	常	
〃	〃	〃	二・二	〃	常	二、九四九、三三〇
〃	〃	〃	一・二	〃	常	
〃	〃	〃	〇・一	〃	常	二、九四九、三七六
〃	〃	〃	〇・二	〃	常	
〃	〃	〃	〃	〃	常	二、九四九、四〇八
〃	〃	〃	〃	〃	常	

山口県告示第十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年一月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

医療機関所在地 指定年月日
 花岡ファミリー歯科 下松市大字末武上二〇七七の一〇 令和二、一二、一五

山口県告示第十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

令和三年一月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 区域の名称
古市(1)地区
- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線、標柱十八

号と十九号を市道多田四号線北側境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地番	標柱番号
岩国市	多田	古市	一一二〇の一	一号
〃	〃	〃	一〇七〇の一地先	二号
〃	〃	〃	一〇七〇の一	三号
〃	〃	〃	一〇六四	四号
〃	〃	〃	一〇六四	五号
〃	〃	〃	一〇六四	六号
〃	〃	〃	一〇六〇の一	七号
〃	〃	〃	一〇五二	八号
〃	〃	〃	一〇五二	九号
〃	〃	〃	一〇五二	十号
〃	〃	〃	一〇五四の一	十一号
〃	〃	〃	一〇五四の一	十二号
〃	〃	〃	一〇八三二	十三号
〃	〃	〃	一〇八三二	十四号
〃	〃	〃	一〇五四の二	十五号
〃	〃	〃	一〇七三の四	十六号
〃	〃	〃	一二六一	十七号

〃	〃	一二四四地先	十八号
〃	〃	一二二六の二地先	十九号



(七) 国営緊急農地再編整備事業（南周防地区川西・納所換地区）換地計画書の縦覧
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
 国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区川西・納所換地区の換地計画を定め
 たので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり
 縦覧に供します。

令和三年一月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 縦覧に供する書類
 国営緊急農地再編整備事業（南周防地区川西・納所換地区）換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
 令和三年一月十八日から同年二月八日まで
- 三 縦覧の場所
 山口県農林水産部農村整備課

(八) 下関都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による下関
 都市計画地区計画の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつ
 たので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供し
 ます。

令和三年一月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
 下関都市計画地区計画安岡町七丁目地区地区計画
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(九) 岩国南都市計画特定用途制限地域の決定に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による岩国
 南都市計画特定用途制限地域の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの
 送付があつたので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり
 縦覧に供します。

令和三年一月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
 岩国南都市計画特定用途制限地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
 山口県土木建築部都市計画課

(一〇) 下関都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用す
 る同法第二十条第一項の規定による下関都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第
 一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用す
 る同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和三年一月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
 下関都市計画用途地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
 山口県土木建築部都市計画課

(一一) 防府都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

防府市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用す
 る同法第二十条第一項の規定による防府都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第

一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和三年一月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

防府都市計画用途地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一三) 防府都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

防府市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による防府都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和三年一月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

防府都市計画特別用途地区

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一四) 岩国都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による岩国都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和三年一月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

岩国都市計画用途地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

(一四) 岩国南都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による岩国南都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和三年一月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

岩国南都市計画用途地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一五) 周南都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

光市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和三年一月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画用途地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一六) 周南都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和三年一月十五日

山口県知事 村岡 副政

- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画用途地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課



山口県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和三年一月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
暮らし満足度日本一の街を実現する会	中村剛太郎	尾河あおい	萩市大字上原104の2		令和2、18
小石川年男後援会	小石川年男	小石川年男	柳井市新庄29530910		〃 〃 14
松田謙後援会	松田 謙	松田 謙	阿武郡阿武町大字奈古2766の4		〃 〃 8

山口県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による届出が

あった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和三年一月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考 (異動年月日)
			異動新	異動旧	
自由民主党山口県第四選挙区支部	安倍 晋三	会計責任者	畑村 剛	配川 博之	令和2、24
安倍晋三後援会	畑村 剛	代表者	〃	〃	〃 〃
大内一也後援会	炭村 信義	会計責任者	宮野 孝夫	吉木 京子	〃 〃 1
山口政経研究会	畑村 剛	代表者	畑村 剛	配川 博之	〃 〃 24
		会計責任者	〃	〃	〃 〃

山口県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和三年一月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
自由民主党山口県萩市第二支部	田中 丈夫	三好 一敏	萩市大字上五間町50の1	令和2、30
田村たかよし後援会	橋本 誠士	竹内 尚志	周南市月丘町2番13号	〃 6、〃
長尾実後援会	長尾 實	長尾 實	長門市油谷新別名7230の2	〃 12、21
森重明美後援会	森重 明美	森重 和典	光市光井7丁目47番9号	〃 〃 18
山根ゆうじを励ます会	山根 祐二	山根 幸恵	防府市宮市町2番15号	〃 〃 21

山口県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和三年一月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	備考 (資金管理団体でなかつた年月日)
森重 明美	森重明美後援会	令和2、/2、/8
山根 祐二	山根ゆうじを励ます会	〃 〃 2/

令和三年一月十五日
発行

発行人

山口県知事